

○性犯罪指定捜査員運用要綱の制定について（通達）

（平成29年7月24日岡捜一第183号／岡県応第236号／岡生企第479号  
警察本部長例規）

（概要）

強制性交等、強制わいせつ等の性犯罪の被害者は、そのほとんどが女性であり、身体的被害のほかにも多大な精神的被害を受けている。

かかる犯罪の被害者に対する相談、事情聴取等に、同性である女性警察官を可能な限り活用することにより、捜査過程におけるいわゆる第二示的被害の防止を図るとともに、被害者の視点に立ち、その心情に配慮した捜査を推進し、事件の拡大及び被害の潜在化の防止を図るため、性犯罪指定捜査員運用要綱を制定し、通達したものである。

主な通達項目の概要は

- 第1 目的
- 第2 対象事件
- 第3 指定捜査員の任務
- 第4 指定捜査員の選考基準
- 第5 指定捜査員の指定
- 第6 指定の解除
- 第7 指定捜査員の派遣要請
- 第8 指定捜査員の指揮、運用
- 第9 派遣の解除
- 第10 指定捜査員の留意事項
- 第11 研修会等の開催
- 第12 その他
- 第13 文書の保存

等である。